令和６年度第１回千葉県国土利用計画地方審議会における御意見とその対応（案）

No.	委員名	該当部分	御意見	対　応（修正等）
1	志賀(直)委員	4 県土利用・管理の基本方針 (2)健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理 ①暮らしと交わる自然環境の保全・再生	【骨子案P8の7行目】 “カーボンニュートラルの実現に向けて太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は重要”という記載があるが、カーボンニュートラルと言っても、森林を伐採し、太陽光パネルを設置するのが主であるため、この記載を改めた方がいいのではないか。	“太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は重要”という表現を改め、以下のとおり修文しました。【素案P9の16～20行目】 【修正前（骨子案）】 “カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は重要。一方、これらの施設の設置は自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となりうるため、自然環境や生活環境、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で再生可能エネルギー施設を立地誘導” 【修正後（素案）】 “カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が求められる一方、太陽光発電施設等の設置は、立地場所や設置・運用の仕方によっては、自然環境・景観の悪化、災害発生等の要因となり得ることから、これらの環境保全や防災等に特に配慮するとともに地域住民との円滑な合意形成を図り、地域と共生した形で導入を推進していく必要がある。”
2	志賀(直)委員	―	規制がかかり、細かい面積で入り組んだ農地は、農地として使えず、他に利用ができないので、有効な土地活用の方法をこの計画に入れる必要がある。	貴重な農地の保全及び無秩序な市街化を防ぐために、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用を図る一方で、非農業的土地需要に対しては土地利用計画との調整を図ることで、計画的な土地利用の確保に努めているところです。 また、地域ぐるみの農地保全の活動に対する助成や、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の取組などにより、耕作可能な農地の維持・確保に努めているところです。 上記のような手段を講じてもなお、解決できない農地については、素案P16の7～9行目に以下の文を記載しています。 “あらゆる手段を講じても解決できない再生利用が困難な荒廃農地については、それぞれの地域の実情に応じて森林等新

				たな生産の場としての活用や自然環境の再生、計画的な工業用地としての利用など、農地以外への転換を推進する。”
3	中西委員	8 計画の実現に向けた措置 （3）災害リスクを考慮した安全・安心な県土利用・管理 ②迅速な復旧・復興が可能な県土の形成	【骨子案 P21 の 20 行目】 “災害時における緊急搬送や復旧活動を円滑に実施できるよう無電柱化の推進”という記載について、無電柱化を目指す範囲を記載した方がいい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修文しました。 【素案 P29 の 11 行目】 【修正前（骨子案）】 ➢ 緊急輸送道路を含む国道・県道の道路のり面対策の推進 ➢ 災害時における救急搬送や復旧活動を円滑に実施できるよう無電柱化の推進” 【修正後（素案）】 “また、国道・県道の道路のり面対策や、災害時に救急搬送や復旧活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス道路等の無電柱化を推進する。”
4	山崎委員	8 計画の実現に向けた措置 （5）県土利用・管理における DX	【骨子案 P22 の 28 行目】 “インフラまちづくり等の各分野において DX を効果的な活用”と記載があるが、実際に県としてどういうデータ（例えば防災、都市計画、土地利用計画等において、空間情報、人間、建物、道路などの情報）を公開・利活用していくか、もう少し具体性が必要。	御意見を踏まえ、以下のとおりとしました。 【素案 P30 の 21～29 行目】 【修正前（骨子案）】 ➢ インフラ、まちづくり等の各分野においてＤＸを効果的に活用 （ドローン等のデジタル技術を活用した効果的なインフラ管理、地理空間情報等のデジタルデータの活用による県土利用・管理の効率化・高度化、所有するデータのオープン化） 【修正後（素案）】 “ドローン等のデジタル技術を活用した効果的なインフラ管理や、地理空間情報等のデジタルデータの活用を進めるとともに、所有する様々な分野のデータを機械判読性の高いオープンデータとして整備し、利活用を促進する。また、県の都市計画基礎調査結果の GIS データ等都市計画情報のオープンデータ化の推進や 3D 都市モデルの整備促進について検討を進め、まちづくり DX の促進を図る。 県土利用・管理における DX の推進は、（１）～（４）に共通して取り組むものであり、デジタル技術の進化や社会的な実装

				状況等の DX を取り巻く環境変化に弾力的に対応しながら、土地利用に係る各分野において、デジタル技術を効果的に活用し、県土利用・管理の効率化・高度化を図っていく。”
5	須永委員	3 県土を取り巻く経済社会情勢の変化と県土利用の課題 ③ライフスタイルの変化への対応	【骨子案 P3】 この計画の計画期間（R15 年度）内に定年が延長されることを受け、働き方や住む場所などライフスタイルが大きく変わる可能性がある。この定年延長によって、何が起こるかを踏まえた方がいい。	御意見を踏まえ、次の文を加筆しました。 【素案 P4 の 13～15 行目】 “65 歳までの雇用確保義務の経過措置の終了による就労期間の延長等に伴い、ライフステージも多様化し、働き方や住む場所に大きな変化が生じる可能性がある。”
6	宍倉委員	7 地域ごとに目指す方向性 （1）東葛・湾岸ゾーン	新湾岸道路の計画と三番瀬の環境保全との関係など、東京湾のあり方（環境保全と開発の問題）を県としてどうしていくか基本的な考え方を議論して示した方がいい。	御意見を踏まえ、次の文を加筆しました。 【素案 P20 の 13～17 行目】 “特に湾岸地域では、京葉臨海工業地帯や千葉港をはじめとする、首都圏の重要な拠点を有するとともに、今後も千葉港の機能強化や物流施設の立地等の開発計画に伴い、交通需要の増大が見込まれていることを踏まえ、貴重な自然環境を形成している三番瀬や景観に配慮しつつ、新湾岸道路の整備を促進するなど、健全な生態系の確保と、持続的発展を支える産業基盤や県内外の交流基盤の整備を進める。”
7	志賀(和)委員	8 計画の実現に向けた措置 (2)健全な生態系の確保と持続可能な県土利用・管理 ①暮らしと交わる自然環境の保全・再生	【骨子案 P5 の 7 行目】 千葉県で 30by30 を実現していくことを考えた場合に、保護地域が少なく色々困難な点が多い。 生物多様性の保全について、自然共生サイトの登録や OECM など色々な取組が進められているが、千葉県としてどういう取り組みがしやすく意味があるのかという点に留意されて文章化していくといいと感じた。 30by30 という国際目標を千葉県や地域に降ろしたときに、より意義があって自治体や事業者が取り組みやすい表現にした方がよい。	30by30 という国際目標を県に適用する場合には、OECM の促進が有効である。このため、県としても OECM の設定・管理を促進する方向であることから、関連した県の取組（下線部）を加筆し、修文しました。 【修正前（骨子案 P5 の 7 行目)】 ➢ 国定公園や県立自然公園、自然環境保全地域等の原生的な自然環境の保護・復元を図るとともに、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進 ➢ これらの生物多様性の核（コア）となる場所を相互につなげる広域的な生態系ネットワークを形成

				【修正後（素案 P27 の 2 行目)】 “国定公園や県立自然公園、自然環境保全地域等の原生的な自然環境の保護･復元を図るとともに、企業向けのセミナー等を通して、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進することによって、これらの生物多様性の核（コア）となる場所を相互につなげる広域的な生態系ネットワークの形成を推進する。”
8	秋山委員	4 県土利用・管理の基本方針 （1）地域全体の利益を実現する持続可能な県土利用・管理 ④所有者不明土地、空き家等の増加への対応	空き家に関連してマンション管理においても色々な地域で課題を抱えていると承知しているが、そのような文言が入っていないので考え方を伺いたい。	第六次国土利用計画（全国計画）において、“今後急増することが見込まれる高経年マンション等の対策として、マンション管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である”という記載もあり、県としても、同様な課題を抱えていることから、御指摘を踏まえ、次の文を加筆しました。 【素案 P9 の 1～2 行目】 “また、今後急増することが見込まれる高経年マンション等の対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である。”